

## 情報・システム研究機構年俸制適用職員給与細則

〔平成27年 3月25日  
制 定〕

最近改正 令和 3年11月25日

### (趣旨)

第1条 この細則は、情報・システム研究機構年俸制適用職員給与規程（以下「年俸制給与規程」という。）第4条に規定する基本年俸及び同規程第5条に規定する業績給の決定等の基準並びに同規程7条に規定する退職手当相当額に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (基本年俸の決定)

第2条 新たに年俸制適用職員として採用された者（以下「新規採用者」という。）の基本年俸は、情報・システム研究機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける研究教育職員（以下「月給制職員」という。）を採用する際の給与決定方法に準じて得られる職務の級及び号を基礎とした基本給に、12を乗じて得た額を年俸制給与規程別表に照らし、基本年俸額の同額又は直近上位の額とする。

- 2 年俸制適用職員のうち、給与規程の適用を受けていた者（以下「年俸制切替者」という。）の基本年俸は、年俸制給与規程の適用を受ける日（以下「年俸制切替日」という。）の前日に受けていた基本給に、12を乗じて得た額を年俸制給与規程別表に照らし、基本年俸額の同額又は直近上位の額とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、機構長が特に必要と認める場合は、その者の業績等を勘案し基本年俸を決定することができる。

### (基本年俸の更改)

第3条 年俸制適用職員となった年の翌年以降における基本年俸の号は、毎年度行う評価に基づき機構長が評価を決定し、別表第1の基本給への反映号俸表に定める反映号俸を加減した号に更改できるものとする。

- 2 前項に規定する更改の時期は10月1日とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、昇任又は降任（以下「昇任等」という。）があった場合は、昇任等の日から基本年俸を更改するものとし、更改後の基本年俸は、月給制職員の昇任等に準じて得られる職務の級及び号を基礎とした基本給月額に、12を乗じて得た額を年俸制給与規程別表に照らし、基本年俸額の同額又は直近上位の額とする。

### (採用時又は切替時の業績給の決定)

第4条 新規採用者及び年俸制切替者の業績給は、別に定める。

(退職手当相当額の支給対象者)

第5条 退職手当相当額は、年俸制適用職員のうち、年俸制給与規程を適用される以前に、情報・システム研究機構職員退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）第10条から第15条までの規定により退職手当の算定の基礎となる勤続に含まれる期間（以下「退職手当規程上の勤続期間」という。）を有している者に支給する。

(退職手当相当額の算定)

第6条 退職手当相当額は、年俸制給与規程（退職手当規程第11条又は第12条の規定により退職手当規程上の勤続期間が含まれることとなる機関（以下「他の国立大学法人等」という。）において規定する年俸制給与規程に相当する規程を含む。）の適用を受けることとなった日の前日に、その者の都合により退職したものとみなして、実際に退職し、又は解雇された日における退職手当規程により算定した額とする。

(他の国立大学法人等の職員となった者の退職手当相当額の取扱い)

第7条 第5条に規定する年俸制適用職員が、人事交流その他の事由によって引き続いて他の国立大学法人等の職員となった場合、その者が当該他の国立大学法人等において、年俸制給与規程に相当する規程が適用され、前条に相当するものが支給されることとなるときは、年俸制給与規程による退職手当相当額は支給しない。

(補則)

第8条 年俸制適用職員の退職手当相当額に関し、この細則に定めのない事項については、退職手当規程の規定を準用する。

(この基準により難い場合の措置)

第9条 特別の事情によりこの細則によることができない場合又はこの細則によることが著しく不適當であると機構長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（令和3年11月25日改正）

この細則は、令和4年1月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表第1（基本給への反映号俸表）

評価区分		反映号俸
S	極めて顕著	+ 3
A	特に顕著	+ 2
B	顕著	+ 1
C（標準）	良好（標準）	0
D	やや良好でない	- 1
E	良好でない	- 2
F	極めて良好でない	- 3